八女市新庁舎建設市民懇談会設置要綱

(平成30年5月28日決裁)

(設置)

第1条 新庁舎の建設に際し、新庁舎に関する事項について市民から幅広く意見を 聴取するため、八女市新庁舎建設市民懇談会(以下「市民懇談会」という。)を設 置する。

(所掌事項)

- 第2条 市民懇談会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。
 - (1) 新庁舎建設に伴う基本計画の策定に関する事項
 - (2) その他新庁舎建設に関し市長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 市民懇談会は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市内各種団体から推薦を受けた者
 - (2) 学識及び経験を有する者
 - (3) 公募により選出された者
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 前項の規定による公募の手続は、別に定める。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める事項が終了する日までとする。
- 2 委員が欠けたときは、市長は補欠の委員を委嘱するものとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 市民懇談会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、市民懇談会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 市民懇談会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その

説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると会長が認める場合は、会議を非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 市民懇談会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民懇談会の運営に関し必要な事項は、会 長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月28日から施行する。